

水環境体験ツアー参加者募集

水環境に親しみ、学んでいただくため、2日間にわたり水環境体験ツアーを開催します。ツアーでは、市内の湧水地、浄水場、水処理センター、東京湾を巡り、雨水が地下に浸透して湧水となって地表に現れ、川となって海に注ぐまでの水循環の流れをたどります。(参加無料)

- 開催日時：①平成28年8月1日(月)9時30分～16時30分 麻生区役所集合
②平成28年8月3日(水)9時00分～16時30分 市役所集合
- 対象者：市内在住または在学、在勤の15歳以上の方(2日間参加できる方)、定員は40名程度(申込多数の場合は抽選)
- 申込方法：申込用紙を郵送、FAX、メール又はホームページからお申し込みください。申込用紙は各区役所、かわさき情報プラザに設置するほか、ホームページからダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
- 申込期間：平成28年6月1日(水)～6月20日(月)【必着】
市ホームページ：<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000067486.html>



【昨年度のツアーの様子】

申し込み・問い合わせ：環境局水質環境課 TEL 200-2520 FAX 200-3922

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 メール 30mizu@city.kawasaki.jp

事業者向けエコドライブ講習会(座学)を開催します

市では大気汚染防止対策並びに地球温暖化防止対策として、エコドライブ普及推進事業に取り組んでいます。この度、この事業の一環として環境部門の担当者、運行管理者及びドライバーを対象としたエコドライブ講習会を開催しますので、ぜひご参加ください。(参加無料)

- 日時・場所：①平成28年6月29日(水) 15時～16時
川崎市役所第4庁舎 4階第6・7会議室(川崎区宮本町3-3)
②平成28年7月5日(火) 15時～16時
川崎市役所第4庁舎 2階ホール(川崎区宮本町3-3)
- 対象：市内を通行する事業者
- 定員：各回50名(締切りは開催日の前日まで)
- 内容：エコドライブの講習【座学】(講師 三菱ふそうトラック・バス株式会社)
- 申込方法：氏名、連絡先、希望日時を環境局大気環境課までお知らせください。電話、FAX、またはメールによりお申し込みください。ホームページもご覧ください。
市ホームページ：<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000013929.html>



申し込み・問い合わせ：環境局大気環境課 TEL 200-2530 FAX 200-3922

メール 30taiki@city.kawasaki.jp

川崎市には化学物質がどのくらい出ているのだろうか？

化学物質排出把握管理促進法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)のPRTR制度に基づき、一定の要件を満たす対象事業者から届出された平成26年度における市内の化学物質の排出量を集計しました。

届出対象の462物質のうち、市内では164物質について届出がありました。届出対象事業所から大気・公共用水域(河川・海域)へ排出された量は1,192トンで、前年度に比べて171トン(約13%)減少しています。このうち、全排出量の81%を占める上位10物質は下表のとおりであり、排出量の最も多いノルマル-ヘキサンは、溶剤やガソリンの成分に含有されているものです。

市では今後も、事業者による排出量低減に向けた自主的な取組の促進を行っていきます。また、市民の皆様には化学物質への理解を深めていただくため、情報発信等を行っていきます。

順位	物質名	届出排出量(トン/年)	主な排出先	用途例
1	ノルマル-ヘキサン	378	大気	溶剤、ガソリン成分
2	トルエン	133	大気	合成原料、ガソリン成分、溶剤
3	キシレン	120	大気	合成原料、ガソリン成分、溶剤
4	塩化メチル	76	大気	合成原料、溶剤、発泡剤
5	エチルベンゼン	71	大気	合成原料、溶剤
6	ほう素化合物	57	公共用水域	電子材料、ガラス繊維用添加剤
7	ふっ化水素及びその水溶性塩	49	公共用水域	合成原料、ガラス等の表面処理剤
8	ベンゼン	32	大気	合成原料、溶剤、ガソリン成分
9	塩化アリル	22	大気	合成原料
10	酢酸ビニル	22	大気	合成原料

PRTR制度による届出データの集計結果の詳細は、ホームページをご覧ください。

市ホームページ：<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-3-1-4-0-0-0-0-0-0.html>

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register : 化学物質排出移動量届出制度)

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

問い合わせ 環境局環境管理課 TEL 200-2532 FAX 200-3922